

令和二年十月二日受領  
答弁第五号

内閣衆質二〇二第五号

令和二年十月二日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員中谷一馬君提出ブラック校則に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員中谷一馬君提出ブラック校則に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

学校における校則は、各学校において、それぞれの教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内で定めるものであり、その内容は、学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況の変化に応じて、絶えず積極的に見直される必要があるものと考えている。また、当該見直しに当たっては、児童生徒が話し合う機会を設けたり、保護者からの意見を聴取したりするなど、児童生徒や保護者が何らかの形でそのプロセスに参加する例もあると承知している。文部科学省においては、こうした校則の見直しに関する考え方等について、都道府県・指定都市等生徒指導担当者連絡会議等において、都道府県教育委員会等に対し周知を図っているとされており、今後ともこうした取組を進めることとしており、現時点において、お尋ねのような「アンケート等で調査」をする必要はないと考えている。